

第二章

男女が共に参画する社会の形成

第一節 男女が共に参画する社会の形成

主たる担当課

男女が平等に参画できる環境づくり

42001

市民活動
支援課

男女の人権が尊重される社会づくり

42002

市民活動
支援課

自立した生き方ができる環境づくり

42003

市民活動
支援課

第一節

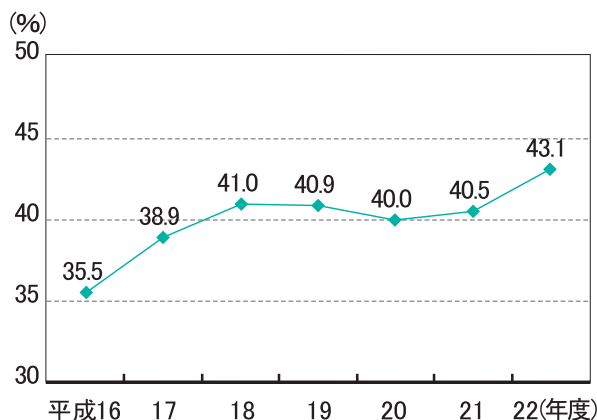
男女が共に参画する社会の形成



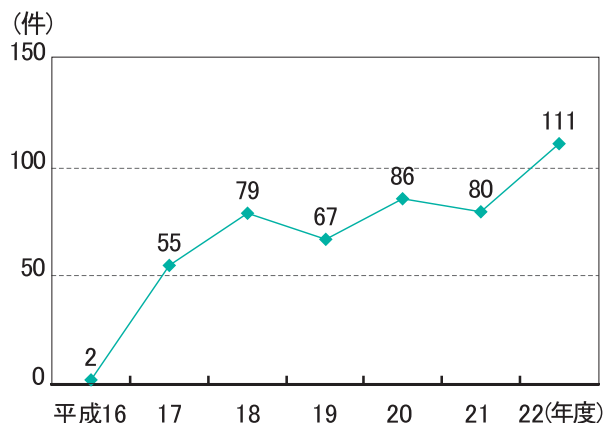
現状と課題

- 国連において、昭和54年（1979年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、日本では平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、あらゆる分野で男女が共に参画する社会を形成するための取り組みを推進していくことが必要となっています。
- 市では、平成4年に企画課に女性施策担当を設置し、翌年には「女性施策推進検討委員会」を発足させ、男女共同参画の取り組みを開始しました。平成11年3月に「男女共同参画プラン」を策定し、平成13年6月に「男女共同参画都市」を宣言して、男女共同参画の推進について具体的な取り組みや決意を表明しました。また、平成18年3月には、「男女共同参画条例」を制定しました。
- 「男女共同参画プラン」に基づき、審議会などにおける女性委員の割合や管理職への女性の登用など政策・方針決定への女性の参画、情報紙「かがやく」の発行や講演会や研修会の開催による男女共同参画の啓発、女性消防士や男性保育士の採用などを進めてきました。
- また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、保育園の待機児童ゼロによる保育サービスの充実やしあわせママパパ学級の開催により、男女が働きやすい環境づくりに努めるとともに、DVやセクハラ相談に対応してきました。さらに、農業分野での男女共同参画のあり方を示したほか、事業所に対しては、商工会を通して男女雇用機会均等法の周知などの働きかけを行いました。
- このように、男女平等に向けての条件整備や女性の働く環境整備は徐々に進んできましたが、依然として、性別によって役割分担を決めてしまう意識や社会慣行の存在、職場における男女間の待遇の格差、男女間の暴力などによる人権侵害などのさまざまな課題を抱えています。
- こうした課題に対応するため、今後も、平成21年3月に策定した「第二次男女共同参画プラン」やその実施計画書に基づく施策や事業を確実に実施して、男女共同参画社会の実現をめざしていく必要があります。

■市の各種審議会などにおける女性委員の割合



■DVやセクハラ相談の受付件数



施策の展開

○男女が平等に参画できる環境づくり

42001

固定的な性別役割分担の意識や社会慣行の解消を促し、職場や地域、学校、家庭などの社会のあらゆる分野で男女が平等に参画できるよう、事業者や自治会などへの働きかけや講演会・講座の開催、情報誌の発行などの啓発活動を充実します。

○男女の人権が尊重される社会づくり

42002

男女がお互いの人権を尊重し合う社会となるよう、男女間の暴力による被害者への支援や、暴力やセクシャル・ハラスメントを許さない環境づくり、災害時における女性への配慮、男女平等教育などのさまざまな取り組みを進めます。

○自立した生き方ができる環境づくり

42003

男女が共に働きやすく生活しやすい環境のもとで自立した生き方ができるよう、男女雇用機会均等法の事業者への周知や、ひとり親家庭への支援、育児や介護などの支援を充実します。

目標・指標

目標

- 男女が平等に参画できる環境づくりが進んでいる。 42001
- 男女の人権が尊重される社会づくりが進んでいる。 42002
- 男女が自立した生き方ができる環境づくりが進んでいる。 42003

指標

指標名 (指標の説明など)		現況値	目標値
		平成22年度	平成27年度
「男女共同参画社会の形成」施策に対する市民満足度 (市民アンケートで「満足」「やや満足」と回答した人の割合)	42001	24.5% (23年度)	30%
市の各種審議会などにおける女性委員の割合	42001	40.5%	45%
DVやセクハラへの取り組み事業の件数	42002	6件	8件
DVやセクハラ相談の受付件数	42002	111件	120件
ひとり親相談人数	42003	158人	200人